

令和4年度 第1回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日 時 令和4年6月21日（水） 午後2時～

▽会 場 府中市役所 北庁舎3階 第2・3会議室

▽参加者 委員側 汐見会長、平田副会長、及川委員、森委員、三木委員、臼井委員、植松委員、佐藤委員、田中委員、筒井委員、中田（徳）委員、林委員、藁田委員、藤咲委員、目時委員、和田委員、山崎委員（17名）

事務局側 石川子ども家庭部長、阿部子育て応援課長補佐、石田子ども家庭支援課長、武澤子ども家庭支援課長補佐、酒井保育支援課長、平澤保育支援課長補佐、宮崎児童青少年課長、福嶋児童青少年課長補佐、向山障害者福祉課長、古田障害者福祉課長補佐、木佐貫子育て応援課推進係長、中村子ども家庭支援課管理担当主査、伊藤子ども家庭支援課相談担当主査、大内保育支援課認定給付係長、西井保育支援課支援計画係長、井上児童青少年課青少年係長、福永児童青少年課健全育成担当主査、河野子育て応援課推進係職員、江口子育て応援課推進係職員（19名）

▽欠席者 久保委員、中田（公）委員、畑山委員（3名）

▽傍聴者 2名

事務局

皆様こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より令和4年度第1回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

（※事務局 資料確認）

続きまして、本年度最初の審議会でございますので、子ども家庭部長より皆様にご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

（※子ども家庭部長 挨拶）

事務局

ありがとうございました。続きまして事務局より2点ご報告をさせていただきます。

1点目は、本日の委員の出欠状況についてです。本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、久保委員、中田（公）委員、畑山委員の3名でございます。なお、本日の会議は、委員20名のうち、17名の委員にお集まりいただいております、出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目は、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、6月11日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をいたしましたが、2名の傍聴の応募がございました。傍聴の可否について、会長からお諮りしていただいておりますでしょうか。

会長

傍聴者が2名いらっしゃるとのことですが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(※傍聴者入場)

事務局

次に、次第の2「新任委員紹介」に移らせていただきます。

本年度新たに本審議会の委員をお引き受けいただきました委員が2名いらっしゃいますので、名簿順にご紹介させていただきたいと思っております。資料1「府中市子ども・子育て審議会委員名簿」を御覧ください。

【次第2 新任委員紹介】

(※新任委員 挨拶)

事務局

ありがとうございました。事務局のほうも人事異動等で職員の入れ替わりがございますが、時間の都合もございますので、お手元にお配りした席次表でご確認いただければと存じます。

それでは、続きまして次第の3「議題」に移らせていただきます。それでは、ここから先の議事進行につきましては、汐見会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

【次第3 議題（1）府中市子育て世代包括支援センター「みらい」の開設について】

会長

それでは、改めて、皆さんこんにちは。本年度の第1回子ども・子育て審議会でございます。よろしくお願いいたします。おいおいいろいろな情報をお伝えすることになると思いますが、国のほうでも子ども家庭庁という新しい庁ができて、子どもについて、あるいは子育てについての施策を一層強化していくという姿勢は示されているわけですが、去年1年でまた子どもの数がとうとう81万人になってしまい、減っていくだろうと言われていた予測を6年上回って減っています。このままでいくと本当にとんでもない少子社会になっていく可能性もあり、少してこ入れをしたぐらいでは、もっと子どもを持つ社会にならないということで、将来の少子と高齢化が並行して進んでいく社会の大きな課題が見えてきています。

ですから、この子ども・子育て審議会のような審議会が市の中で果たす役割がますます大きくならざるを得ないといえますか、子ども・子育て施策をどこまでちまたのものにしていくのかということによって、社会が活性化していくかどうかが決まってくるという、そういう大事な審議会になってきていると思っていますので、皆さんよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議題（1）「府中市子育て世代包括支援センター『みらい』の開設について」を審議したいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

（※事務局 資料2について説明）

会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明について、何かご質問、ご発言ございますでしょうか。まだ詳しく聞いたことはない方がいらっしゃると思いますので、どんどん質問していただければと思います。

委員

「みらい」の開設、とても画期的だなと思っていて、別の職員の方から土日も開設するということを知って、職員の方が大変だなということとともに、働いている方にとってはすごく便利で行きやすくなる場所だなと思っております。1点気になったことをお聞きしたいと思います。フォーリスの中にあるということで、駐車場が有料になるということをごどこかで見たことがあるのですが、駅の近くということで、電車やバスで行ける方はいいと思うのですが、府中の中で電車とかバスで行きにくい方や、乳幼児を連れている方は、バスを使うというのはなかなかハードルが高いですし、特に双子のお子さんを抱えている方などは、車で行くほうが行きやすいという方が多いと思うのですが、健診などで行かなければいけないときにも、やっぱり駐車場は有料になってしまうのでしょうか。健診で行かなければいけないが、車じゃないとちょっと厳しいという方も多いと思うので、な

るべく公共の交通機関を使ってほしいということは理解できますが、なかなかそれがかなわない方もいると思うので、駐車場について割引など何か今後の対応について考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

会長

今の駐車場についてはどなたか。お願いします。

事務局

ご意見ありがとうございます。私たちも駐車場のところは検討課題と思っているのですが、現在の保健センターでも一応無料の駐車場はありますが、できるだけ公共機関を利用して下さいというご案内をしているところと、電車等の公共機関で来られる方にだけ実費を払っていただいているというところもございまして、乳児健診と1歳半健診、3歳児健診につきましては、こちらのほうから呼びしている健診ではございますが、今のところ申し訳ございませんが、駐車場料金の助成というところでは対応できかねているところでございます。

ただ、障害者手帳を持っている方などは市の駐車場がありますので、そちらのほうは助成させていただきたいと考えております。以上でございます。ご意見ありがとうございます。

会長

たとえば1時間までは無料とか、そういうものないのですか。

事務局

子ども家庭支援センター「みらい」を利用した場合の値引きはないのですけれども、そこに併設しています商業施設のほうで商品の購入等をしていただいた場合はというところの助成になってしまう現状でございます。以上でございます。

会長

隣のルシーニューもやっぱり有料なのですよね。庶民の知恵を広げて下さいということですね。今はそれだけ予算が取れていないということです。ありがとうございました。ほかに何かご質問ございませんでしょうか。順番にお願いします。

委員

大変すばらしい施設ができるのだなということで、とてもありがたく思っております。本当にありがとうございます。今、特性のあるお子さんが現実的に増えてきていますので、保健センターには、健診の際に専門の先生につないでいただきたいというお子さんの

お話をよくさせていただいています。その際には、心理の先生が対応されると思うのですが、このところ吃音のお子さんや、言葉の部分ではっきりと発音ができないお子さんが増えているのを気にしています。以前は言語療法士の先生がいらっしゃったと思うのですが、現在もいらっしゃるのでしょうか。

事務局

以前は、言語療法士の資格を持った方に来ていただいていたときもありましたが、現在は心理士による子育て相談を実施しておりますので、申し訳ございませんが言語療法士による相談はございません。

委員

保護者からの相談があったときに、やはり府中市内でそこを専門的にケアしてくださるところがないと認識しておりまして、現在は他市の病院を紹介しているような状況です。ぜひ府中市でも、その点に対応できる組織を作っていただけることを要望したいと思っております。

会長

ありがとうございました。確かにそうですね。専門性を高めることと、利用しやすくすること、この2つを統一していかなければいけないですね。データがはっきりあるわけではないですが、いわゆる発達障害的な症状を示すお子さんが確実に増えていますね。そのために親御さんは本当にご苦労をされていて、どこに相談に行ったらいいかわからない状況です。相談の窓口がまずここにあり、ある程度専門性の高い方につないでいただけるというシステムが作られないと、せっかく作った施設が十分機能しないこととなります。まずは1回施設をスタートさせた上で、おいおい評価をしていくということになるでしょう。

事務局

会長。すいません。

会長

お願いします。

事務局

今の言語のお話についてでございますが、心身障害者福祉センターのほうで、発達の気になるお子さんの外来指導を行っておりまして、毎日ではないですが、資格を持った言語聴覚士の方がいらっしゃいますので、市としてはそちらのほうで対応させていただいてるところでございます。以上でございます。

会長

ワンストップを目指していますから、うまくつなげることだという気がします。どうぞ、お二人。お願いします。

委員

事前にこの資料を頂きまして、すごいなと思っていて、見に行けるのかなど。内覧会があるということなので、その確認だけと思ひまして。来週の28日、10時から11時と、13時半から16時でいいのですよね。これはもう勝手に、子育て委員ですが来ました、みたいな形で行ってしまっているのですか。

事務局

今の内覧会の関係なのですけれども、お時間は午前の10時から11時半、それから午後1時半から4時の間ということで、その間はいつ来ていただいても構いません。職員は常におりますので、受付のところでパンフレット等をお渡しして、もし説明が必要であればご案内もさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あと、一応こちらの内覧会につきましては、こちらの審議会の委員の皆様のほかにも、市議会議員の方ですとか、関係機関の代表の方々にもご案内をしているところでございませう。いろいろな方々に、正式なオープン前に施設の中を見ていただく機会を設けておりますので、ぜひお越しいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございます。委員はいいのです。はい、お願ひいたします。

委員

この母子保健センターの機能と子ども家庭支援センターの機能が一体化した、こういう施設ができたのは本当に素晴らしいと思ひて、ありがたいと思ひます。お伺ひしたいのは、虐待についての通報や相談先が今までの「たち」から「みらい」に移るということですが、「たち」は「たち」で今までどおりご相談は受けてくださるというご説明でよかったですでしょうか。

事務局

おっしゃるとおり、今まで受けていた虐待の通告とか相談の関係は「みらい」に移りますが、総合相談に関しましては「みらい」でも「たち」でも受けるという形になります。

委員

分かりました。このような立派な施設ができましたが、虐待の相談はどんどん増えていきます。そこで、直近の相談員の人数を教えてくださいたいです。去年伺った際には、相談員19人で虐待の相談に当たっているということでしたが、何百件とある虐待の相談について、皆さんとても忙しそうで大変なのではないかと思うのですが、相談員の人数は今回特に増えるわけではないということでしょうか。

事務局

数字で申し上げますと、トータルの新規相談件数に関しましては、令和3年度が1,772件となっております。令和2年度が1,667件ですので、増えてきております。うち、虐待相談に関しましては、令和2年度が401件、令和3年度が487件と、こちらのほうも増加しております。虐待ではないのですが、養育困難家庭に関しても、令和2年度が985件、令和3年度が1,087件と、かなり増えてきている状況となっております。

相談員につきましては、府中市内を12地区に分けて、地区担当制を取っております。二人のリーダーがおり、統轄は相談担当主査の私が行っております。あとは2人の調査担当と、今年度心理担当が2人という体制で7月1日からスタートする予定になっております。毎年かなり相談件数も増えてきているので、相談員を増員していただいている状況ではあります。

委員

ありがとうございます。子ども食堂をやっていても、時々「たち」の相談員から、こういう方がいらっしゃるの食料を届けて頂けますか？というご相談があったり、民生委員としても区内の大変な状況のお家の情報を伺いますので、そこには丁寧に対応をしていただきたいと思います。相談員があまり忙しすぎないように、相談員の人数を増やしていただくなどをして、丁寧に対応ができるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。それでは、委員、お願いします。

委員

先ほどの駐車場の補足ですが、駐輪場について気になります。「みらい」へは実際何で来ているのかというアンケートを取ってもらいたいです。保健センターのよかったところは、やっぱり平坦で自転車で行きやすいところだと思うのですが、今回はビルになるので立体の移動もあります。また、子育てだけでなく、府中のまちづくり的な問題です

けれども、府中市の駐輪場は、2時間まで無料なのですが、2時間ではもうお茶も飲めないというか。隣の多摩市だと3時間まで無料なので、ちょっとゆっくりできますけど、無料の2時間内で健診とかできるのかなということも心配です。ちょこりんスポットが小さくなったことで、府中市の利便性はかなり悪くなっているなと思います。その辺も含め、お子さんを連れていらっしゃるお母様へのアンケートを取ってもらったりとか、駐輪代サービスもあってもいいのかなと思います。

会長

ありがとうございます。それについて検討するとか何かありますか。

事務局

自転車で来られている方の割合を正確な数字で取ったことはありませんが、把握したほうがいいと思いました。健診に来られた方の来所方法については報告できるかなと思いました。駐輪場に関しては、駐輪場のほうとの調整もございますので、現状が答えかなという感じがしました。ただ、健診につきましては、コロナ禍ということもありますので、健診自体は2時間以内で終わるような形を想定しております。

会長

ありがとうございます。そういうご意見、どんどん出してくださいと思います。一生懸命やっても何か抜けているところがあるかもしれない。委員、お願いします。

委員

このたび、「みらい」が新しくできるということで、私も保護者としてとても期待をしております。このような形でオープンを迎えるということで、期待もございますし、作ってくださったことに感謝を申し上げたいと思います。私から2点ほど質問させていただければと思います。先ほど委員からも少しお話がございましたが、このような場所を施設、環境を作って終わりではなく、作った後が肝心なのかなと感じております。作った後に、利用される方の利便性はどうなったのか、どのような目的が達成されたのかななどの確認や改善が必要だと感じます。利用される保護者の方へのヒアリングについてどのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただけますとありがたいというのが1点でございます。

もう1点が、このたび申込等がQRコードやLINE等からできるというところで、こちらも、LINEを使われる保護者の方が多く、利便性が大変向上したなと感じております。一方で、LINEを使っていない保護者の方も一定数、少なからずいらっしゃいます。そのようなご家庭に関しては、恐らくお電話で通常の対応をされることと思いますが、その辺りの、お電話でも大丈夫ですといった告知などをされるご予定はあるのかどうか、その対応方法についてもお聞かせいただけるとありがたいです。以上です。

会長

ありがとうございました。何か今の、お答えできますでしょうか。

事務局

いろいろご意見ありがとうございました。私たちも、施設を利用した市民の方の感想や、意見は本当に大切だと思っておりますので、健診や様々な事業を通じてご意見等を伺いながら改善を行い、今後継続して皆さんに快く使っていただけるような施設にしていきたいと考えております。あとLINEにつきましては、LINEを使っていない方も一定数いらっしゃることはこちらも把握しております。市のホームページで、電話での予約が可能なこと等の周知はしておりますので、今までの申し込み方法も継続していきたいと思っております。LINEのほうでも、LINEの申込み方法で手間取ったらすぐに電話してくださいというご案内もさせていただいておりますので、LINEのほうにも申込みや相談等ができるような形は継続してまいりたいと考えております。

会長

よろしいでしょうか。こういう施設を作ったら、必ずその後、利用者にいろいろな評価をしていただかなければいけませんので、徐々にそうやって改善をしていくと私も思っています。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。また内覧会もございますので、見に行き、気がついたことで何かありましたら、また事務局にお伝えくださればと思います。

全体としては、縦割りのいろいろな行政を少しずつ似たような機能は統合していくという方向に動いているのですよね。保健所というのが昔はあって、それが東京都の施設だったのが府中市の施設に変わっていった。それから保健所から保健センターへという形に変わっていきました。保健センターの中でも機能が多様化してきたので、子育て支援とかを何かのときには特別にやり、そういうことで機能が膨らんできた。そこでもう1つ、また使いやすい施設にするということで、今回、母子保健と子育て支援の機能が統合された。そういう意味ではどんどんある方向に向かって、利用しやすい方向に移行してきているということをご理解いただきたいと思います。ただ、どんなに作ってもどこかやっぱり、後で見たらもうちょっとということが出てくるかもしれませんので、そういうことはぜひ、お気づきのときにお伝えくださればと思います。

【次第3 議題(2) 子ども・子育て審議会放課後対策部会の設置について】

会長

それでは、議題(2)に移りたいと思います。議題(2)「子ども・子育て審議会放課後対策部会の設置について」でございます。これも事務局からまずご説明をお願いします

す。

(※事務局 資料3について説明)

会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。

委員

そもそも論ですけれども、これは学童保育の話ですよ。それでここにある放課後子ども教室というの、今現在2本立てであるのだと思うのですが、昔、放課後子ども教室を学童と一緒にするというような話があったような記憶があるのですが、あれはどうなったのかなという質問です。

会長

放課後子ども教室の扱いがどうなっているか、ちょっとお願いします。

事務局

学童クラブと放課後子ども教室につきましては、現在、「新・放課後子ども総合プラン」というものがございまして、そちらの中で一体的に運営をして、また連携をして実施するものとして、2つの位置づけがございまして、それぞれ入会の条件ですとか、活動の内容などが異なるものではございまして、その2つの事業を併せて、一体型として実施することを目指しております。こちらについては国のほうでは、2021年度末までに25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえて、2023年度末に約30万人分の受け皿を整備するという位置づけをしております。その位置づけとして2つの事業を活用しているものでございます。

事務局

補足させていただきます。こちら、子ども・子育て支援計画の72ページのほうでございまして、学童クラブと放課後子ども教室の2事業で小学生の放課後の居場所を確保することになっておりまして、両事業一体で居場所の量を確保するという計画になっております。今回、部会を設置したいということを出させていただいた経緯といたしましては、この両事業を一体的に運営することによりまして、今、不足気味であります放課後の居場所の量を確保したいということで、有識者のご意見を頂きたく、設置したいということをご提案させていただいているものでございます。以上です。

会長

この資料3-2の学童クラブ入会児童数というのは、これは放課後子どもクラブだけの子どもの数ですね。勝手ながら説明をさせていただきますと、学童クラブというのはいわゆる学童保育のことで、これは昔から管轄は厚労省なのです。もう1つ、子どもの放課後の遊び場所等がなかなか地域に確保できないということで、学校に残って遊んだり、いろいろな体験をするということ、学校サイドからやることになったのが放課後子ども教室で、管轄は文科省だったわけです。ですから、校長先生をはじめとして、教室を上手く利用したりして、放課後の子どもたちの生活を充実したものにするという施策があって、片一方は働いている親の子どもたちで、いわゆる保育園にいた子どもたちが小学校へ行った後、同じように保育を受ける必要があるということで、それが学童保育だったわけです。

ところが実際には、例えばそれを学校がやるとなると、放課後子ども教室と学童保育の子どもたちが同じような場所でやることになって、効率も悪いということで、できれば統合してしまったほうがいいのではないかということが、かなり前から議論になっていました。これは、実際にはもうそれぞれの自治体で扱いが違っていただけなのですが、国のほうで今度、子ども家庭庁が作られましたよね。子ども家庭庁は文科省が入らないのです。そうすると、学童クラブは子ども家庭庁が扱うけれども、放課後子ども教室は扱わないという変なことになるのはとても困るということで、今、新しい総括的な「新・放課後子どもプラン」というのを作って、統合的に扱っていただきたいということなのです。ですから多分、この審議会の中では、放課後子ども教室のことについてもちょっと扱っていくというふうにならざるを得ないと思います。

それで、当初は、作ったときに僕も国のほうに関わっていたのでちょっとややこしかったのです。お金が放課後子ども教室はほとんど出てこないということになって、どうするかというので。放課後子ども教室、こんな面白いのですよというDVDをつくらされて、僕が解説したこともあるのです。というようなことで、それから比べれば随分一緒にやるということが増えてきています。放課後子ども教室の子は「帰るね」と自由に帰れるのですよね。でも学童クラブの子どもは、親が家へ帰ってくるまでは帰れないということで、行動の仕方もちょっと違うのです。だから一緒にやるのはなかなか難しいなということがあったのですけれども、そこはやっぱり先生方がすごく工夫してくださって、今はかなり上手にやれていると思います。おっしゃるご質問はそういうことが背景にあるからです。ありがとうございました。では、委員、お願いします。

委員

2点お聞きしたいなと思います。この資料を見まして最初に思ったのが、これは公立の小学校に通う子どものみを対象としているのでしょうか、ということをお聞きしたいなと思います。市の教育員会の管轄、学区内の通常の公立の学校に通っている子だけを対象にまず考えているのかなというのが疑問でした。去年の審議会でも同じようなことをお

話しさせていただいたのですけれども、いろいろな理由で別の学校に通っている子もいると思います。私立であったり、民族学校であったり、またはハンディキャップを負っているということで学区内の小学校ではない養護学校であったりとか、学区を越えたところに転校して、越境して通っている子であったりとか。地域というか、自分が住んでいる地域の学区内の学校に通っていない子のことは、取りあえずここでは対象外であるのかどうかということをお聞きしたいのが1点と、一体的な運営についてと書いてあったのですけれども、具体的にどのような形なのかなということをお聞きしたいなと思います。

私も小学生の子どもがおります。この放課後子ども教室、府中市では「けやきッズ」です。ね、行っていますけれども、1年生の子が、学童クラブの子と遊びたいのに遊べないから学童に入りたいと最近言われました。現状として、学童クラブの子と遊べないということをお訴えられているというのがあるので、現実の運営として、あまり一緒に遊べない。学童クラブの子は学童クラブのスタッフが見て、学童クラブのスタッフの責任の下に見なければいけないので、学童の子がドッジボールしているところにけやきッズの子が入ってはいけないとか。学校ごとに違うのかもかもしれないのですけれども、やっぱり責任の所在というところでどうしても線引きがされてしまって、一緒に遊べないという現状も同時にあるのかなと思うので、具体的にスタッフを一緒にするとか、学童とけやきッズが利用の仕方が違うのは分かっているのです。なので、区別をしなければいけないところがあるかなということと同時に、実際問題として、子どもたちが一体的に遊ぶために考えている方法をお教えいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

会長

2つご質問がございました。1つは、公立の小学校の子どもたちだけが対象なのか。地域にはそれ以外の学校の子どもたちもいるので、どういうふうに考えているのか。それから実際には、それぞれの自治体でいろいろ、放課後子どもクラブは「何々キッズ」だとかをやっているのですけれども、その子どもたちと学童保育の子どもたちとは、実質的に学童保育の場合は指導員というのがあるわけですね。その資格が同じではない可能性があるのです。それぞれの自治体によって。そうすると、指導員のほうが一生懸命やれば、学童保育の子は学童保育で固まってしまうので、一体的にはなかなかできないということが起こっているのではないかということで、その辺りを今後どういうふうに見通しておられるかという、そういうご質問だったと思います。

事務局

まず1つ目のご質問の、学童クラブに入会する児童の対象をどのように考えているかという点ですけれども、まず先ほども申し上げましたとおり、市内のいわゆる公立の学童クラブは、各小学校の敷地内もしくは併設して作られているという現状から、基本的にはその小学校に通う子が併設された学童クラブに通う子がまずほとんどです。ただ、それ以外

に、先ほど委員のご質問の中にありました、例えば特別支援教室で在籍校とは違う学校に通う方もいらっしゃると思いますし、あとは、市内には私立や、近隣には国立の小学校もありますし、都立の特別支援学校もございますが、そういったところに通う児童が自分の家の近くの小学校に併設された学童クラブに通うということももちろん想定しておりますので、そういった申し込みも受け付けて、そういった方も皆さん同じように育成をしているところがございますので、公立の小学校に通う子だけが対象ということではないということがまず1点目でございます。

2点目のご質問にありました、一体的な運営ということで、実質的には、学童クラブに入会する児童、放課後子ども教室を利用する児童で、遊ぶ時間帯ですとか内容ですとか、そういったものを分けているがゆえに、一緒に遊べないという状況が発生しているところかもしれませんが、もしかしたらあるかもしれないのですけれども、実際、一体的な運営という中では、いつも一緒にということはやはり難しいですね。入会の条件などがありますし、それぞれが過ごすお部屋の場所が違いますので、それぞれで統監し、そこで過ごして、例えば外遊びのときは一緒に遊ぶですとか、あとは放課後子ども教室が運営するイベントですね、何らかの遊びの会みたいなのに、学童クラブの子が遊びに行くといったような、そういった遊びの中での連携というのは1つ考えられるのかなと考えております。

実際、今、学校の改築がどんどん進んでいる中ですが、第八小学校が年内に学校が建て替わる予定になっておりまして、早ければ年末ぐらいから学童クラブと放課後子ども教室が同じ建物の同じフロアでそれぞれが運営される予定になっております。第八小学校の場合は、体育館棟という建物の中に、1階と2階を放課後子ども教室と学童クラブの専用室ということで設けられることになっておりまして、入り口ですとかそれぞれの登館の時間ですとか、そういったものはもちろん異なりますし、それぞれの事業の中で出欠を取ってという形にはなるとは思いますが、行き来という意味では、同じフロアになりますので、先ほど説明させていただいた1つの事業にそれぞれの子どもが参加できるような工夫というのを今、それぞれの運営者が話し合っているところがございますので、そういったものを今後、ほかの学校でも進めていけばいいなと考えております。以上でございます。

会長

この資料3-2を改めて見ていただきたいのですが、相当過密状態なのですね。実は、待機児問題は、これまで保育園が多くのテーマだったのですが、保育園の待機児問題というのはもう1、2年で終わってしまうのですね。あちこちでもう定員割れが起り始めているのです。実は、その子たちが小学校へ行った後の学童保育の待機児問題が深刻になる。これを見ても、第五小学校は172人の子どもたちがいるというので、これ、全ての教室が使えるわけではないのですよね。幾つかの教室でやっているために、1人当たりの面積がたった0.74平米ですから、0.74平米はどれぐらいですかね。80センチ四方の空間にわっとひしめいているということですから、空気の奪い合いみたいになって

しまっているわけですね。放課後の生活をそういう中で過ごしているということは、決して健全な放課後生活を送っている状況にあるとは言えないですね。だから国のほうでも、基本40人以上にはいけないという基準を作っているわけです。50になったら2つに分けると、そういう基準があるのですね。だけどこれ、40人に分けてはいると思うのですけれども、1人当たりの面積基準は1.65平米ぐらいなので、それと比べるとやっぱりものすごく狭いのですよね。それで、これを今のままの形でやろうとしても相当無理があるのだよね。抜本的に何か、例えば予算がものすごく増えるとか、そういうことがあればまた別なのだけど、それはもう期待できませんから、どういうふうにしていくかということで、この対策部会は、今、行政が直接管理しているのを、どなたか学童保育を専門にやっている団体さんに委託するとか。そっちのほうがプロですから、そういうやり方をやって、もう少しやり方を工夫してもらおうとか、何かやらないと、この数字がとても大変な数字だと思って、改めてさっき見てびっくりしたのです。だから、保育園は随分充実するためにやってきたのだけれども、今度は学童保育がそういうことをやらないと、放課後の子どもたちが本当にいい放課後生活を送っている、とは簡単にならないですね。だからここでもその知恵を出さなければいけないですね。

副会長

会長がおっしゃるとおり、この1人当たりの面積だと幼稚園も保育園も認可されませんね。それぐらい狭いです。ひどい。府中はこうなのですが、公のやることというのはいつも皆さんの最大公約数みたいなことを求めるので、不満が出やすいというのはしょうがない部分があるのですが、ちょっとこれはひどい。学童保育は、会長がおっしゃるように、基本は最初、民間がやっていたのですよね。社協がその役割を担っていた時代も府中は随分あって。だから府中は頑張って学校ごとに作ったというのはとてもすばらしいことなのですが、公がやろうとしたからこんなになってしまって、幼稚園が学童クラブをやっているところは全国にいっぱいあります。民間がやっているところがいっぱいあるので、有料かどうかは別問題にして、府中市だけが抱えてやるというのは、多分これすごく難しいと思います。さっきの「みらい」の話もそうなのですが、ちょっと論点がずれますが、「みらい」を始めるときに、周辺商業地の活性化という問題から言うと、全くあんな施設は駄目だという議論があって、結構紛糾したらしいのですね。だけどこういうふうには子どものための施設を作るのだとシフトした以上は、小学校も頑張るけれども、民間なり、そういう施設の育成を市が助けるとか、そういう姿勢を持つところも必要なのかなど。これ学校だけでやれといたってなかなかできないと思います。特に五小なんかはこれ、もう限界です。南白糸台小学校は別に持っていますから1.66平米ですけども、別に持っているからこそ広げようがないというデメリットもあるのですね。だからこれ、行政だけじゃなく、部会に行ったら少しそういう知恵も出るといういなと考えています。

会長

ありがとうございます。僕が言いたかったことをちゃんと副会長が言ってくれました。まさにこれをどうするかというのは、多分安易には出てこなくて。幼稚園で学童保育をちょっとお願いできますかと、保育園の中でできますかと、そうやって分散していくとか、いろいろなアイデアをここで練っていただく。あるいは、高い何万円も取るような団体では困るかもしれないけれども、放課後子ども教室を運営しているような団体もいろいろありますので、そういうところにも可能性を感じてみるとか、そういうことも審議してくださるということをやらないと、あまりこれ対策にならないなと思ったのだけど、そこはどういうふうにご検討いただけますか。

事務局

こちらの部会のほうでは今、会長、副会長からもお話がございましたとおり、1学校区1学童クラブという原則が府中市に今ございますけれども、正直この原則で対応することがもう難しい状況にきていると事務方としては判断しております。ですので、今、会長、副会長からもお話しいただいたように、ある意味公民連携、民間の力をお借りするということも含めて、まずは供給能力、という用語がありますが、まずは利用可能人数を増やしていきたいというのが事務方の考えでございますので、そういったところを前提条件なく、ゼロベースで改めて考えていく上で、いろいろな外部の方のお知恵をお借りしたいということで設置させていただきたいものでございます。以上です。

会長

分かりました。今だと市がやっているこれを何とかでやってもなかなか難しいので、ゼロベースで、学童保育がそもそも、あるいは放課後子ども教室を一体的にやるといったときにどういう可能性があるのかと、いろいろな自治体もいろいろ参考にしながら、もう1回原点から考え直してくださるということ。

実は今、絶対に次は学童保育だと言っている会社もあるわけです。学童保育の値段が8万円とか、一番高いのは15万円ぐらいです。これは東急が始めたのです。東急の各駅のそばに東急がやっている学童保育があって、そこは、塾の教育と同じことをやります。英語教育もやりますと。晩ごはんをきちんと出します。そして、9時に終わったら各家庭まで車で送ります。それから、土曜日に集まったらでんじろうのような実験をやりますなどいろいろメニューがあって、1つのメニュー料金が1万5,000円とか2万円程度で、最低でも6万円ぐらいかかります。それにプラスアルファをしていくと、一番多い子で15万円ぐらいになるのですが、それをやったら大はやりなのです。このような10万円も出せる家庭の子しか行けないような学童というのは、どう考えても公平性に反する。そうではなくて、子どもたちの育ちの権利を守るような、豊かな放課後体験をさせてあげる。そのために、そういうお金をかけないでもっと豊かにさせてあげる、そういう学童をや

たいという人たちをやっぱり探さなければいけないですね。ですから多分この審議会も、どういところがやってくれるだろうかということで相当情報を集めなければいけないし、多分事務局のほうもそれを支援して一緒になって探されると思うのですが、そういうことも議論しないと、この数はちょっと考えないとよくなる、そういう形ですね。大事な審議会があるということを私たちも心づもりしておかないといけないということですね。

委員

資料3-3で質問が2つあります。私は八中学区に住んでおるのですが、八中は、もう市内でナンバーワンの生徒数があるので、区域が変更になるというのをしばしば聞いていて、地域の人たちからは十中と絡むと聞いています。今回のこの資料では、八中と三中が1つのグループになっています。実際に区域分けがあるのかということをお聞きしたい。もう1点は、資料の下部に令和12年度の学級数の想定で小学校のことが書かれているのですけれども、中学校のこともお教えいただきたいです。それは、七中が、もう去年の3年生の段階で2クラスしかないみたいなことを聞きました。実際この地図を見ると、七中、十中、四中のエリアは小さいけど3つの中学校があります。中学校は教科担当もあると思うので、教員数が必要だと思います。八中、三中のグループと比べて、ちょっとバランスが悪く見えたので、教えていただけるとありがたいです。

事務局

今回、資料としまして、学童保育、放課後子ども教室ということで、小学生の分について抜粋をさせていただいたのでこのような形になっておりますが、実は昨年、教育委員会のほうで出した資料によりますと、令和12年度で、八中が16学級、七中ですと6学級という推計値が示されております。こちらは教育委員会のホームページを後ほどご確認いただければと思うのですけれども。あと、一応この区分けについては、今回、考え方を出すに当たって1つのグループ分けということで、絶対的なものではないということで、教育委員会のほうからは説明が入っておりますので、あくまで今回お示したものは、昨年の11月に出している考え方なのですけれども、改築に当たってどう進めていくかというのを考えるベースにしたいということで、仮に出しているものだということでご留意いただければと思います。以上です。

会長

よろしいでしょうか。

委員

すみません、先ほどの質問の中にあつた、まず府中のほかの学校は公立以外のというの

ですけど、私、NPOのほうで今、放課後子ども教室を3校やっているのですけれども、今、けやきZZのほうにも、国立の学校から放課後だけ来るお子さんがいるということで、受け入れはしております。あと、学童さんと一緒に遊べないというお話があったのですけれども、うちのほうの実際の現場では、学童さんが校庭に出る時間とうちのけやきZZの出る時間が一緒になると、そこで子どもたちは一緒に遊んでいたります。確かにドッジボールなどをやっている、そこに混じるというのはなかなか難しいのですが、知っている子同士でよく遊んでいたりはするので、上手く調整をしてやれば一緒に遊ぶことは可能なかなと考えております。

自分が今までずっとけやきZZをやってきた中で一番思ったのが、学童は本質は就労支援のためのもの、そして、けやきZZは安全な居場所づくりのためのものということで、初めの目的がまず違うということがすごく感じられたので、その辺をうまく、どのようにしたらいいかというのを考えてやっていくことが大事なのかなと考えます。以上です。

会長

これを言ったら、今の委員のところにはすごく要望が行く可能性が高いですけどね。では、委員、もう1回お願いします。

委員

質問というよりは要望というか意見の1つとして聞いていただけたらなと思います。

先ほど八小のほうで、けやきZZの専用の教室と学童の専用の教室ができるという話があったのですけれども、府中市では学校の敷地内に学童クラブが併設されていますけど、私は、昔、他市で、他の自治体の児童館で働いていたことがあったのですけれども、そのときは児童館の中に学童クラブが併設されていて、児童館が学校のすぐ近くの徒歩圏内にありました。働いていたところは小学校と中学校と公立の幼稚園が全部併設されていたので、その中にあったという形だったので、児童館併設の学童クラブですと、学童クラブ室はもちろん学童クラブの子しか入れないのですけれども、学童クラブの子は、クラブに集う時間以外は、児童館のほかの施設で一般来館の子と一緒に遊ぶという形で過ごしておりました。私は児童館部でも学童クラブでも両方で働いていたのです。一体化という運営の中で、けやきZZの子が学童クラブに行くのは現実的でないというのは理解できるのですけれども、学童クラブの子がけやきZZのほうに参加するというのは現実的に可能だと思うので、そういった交流を促して行ってほしいということ、また、けやきZZも地域の子たちが来ているケースもあるというのを聞いて、すごくうれしいなと思うと同時に、もっと地域に開かれたけやきZZにしていっていただけないかなということも思います。自分の学区内のけやきZZに登録することができるか、通ってなくてもその学校に行っているのだよ、遊びに行くと地域の友達を作っているのだよということを、もうちょっと公にというか、大々的に言っていただけたらいいかなと思います。やっぱり地域の学校

に通っていないというだけで、その地区に友達がいない、親も友達がいないれば子どもも友達がなくて、孤立してしまっ、地域でのイベントだったりとかいろいろ情報が全く取れないという状態で育っていくと、結局、府中に愛着が持てなくて、いざ将来どこに住もうかというときに、府中なんか出て行ってやるとなってしまうのかなと思うので、ぜひ府中に愛着を持って、府中を好きな、府中に住んで、府中で結婚して、また子どもを産みたいと思えるような府中市にしていきたいなと思うので、ここに通っている子しか行けないではなく、けやきッズをもっと地域に開かれているよ、学童だって地域に開かれているよということをもっとPRしていただけたらいいなと思います。

会長

多分、今おっしゃってくださったことは、この審議会が始まったときに大体論点になっていたと。一体的にといっても、実際にはこれだけ混んでいる中で一緒にできるわけではないですからね。それから、今おっしゃってくださったように、学童保育というのは、以前はいろいろなところでやっていた。府中市は学校に集めたのですけどね。児童館だとか、いろいろな空いている施設を使いながらやっていたので。放課後子ども教室が学校の中でということをはじめたので、だとしたら一緒に、ということになったのですけれども、今それが飽和状態になっているということで、もう1回、学童保育がもうちょっと分散するというのも出てくるかもしれませんし、そうなると一緒にやるというところをどう保障するかというのが新たなテーマになりますよね。そういうことはこれから丁寧に議論して行ってくださいと、そういう希望が既に出ていたということは、この検討会、ぜひ伝えていただきたいなと思っています。実際にこの委員会が始まったら、審議の経過なんかも報告があると思いますので、またいろいろ要望を伝えていく機会はあると思います。対策部会というのか。今日のところはこの対策部会を設置することをお認めいただきたいということで、中にはいろいろな課題があるということがかなりはっきりしてきましたけれども、よろしいでしょうかね。もし何かご意見がある方は、事務局にご連絡ください。

それでは、残された議題は「その他」ですか。では、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

それでは、事務局より2点連絡事項がございます。1点目ですが、本日の審議会の会議録につきまして、事務局のほうで作成いたしまして、後日、委員の皆様にご確認の依頼をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

2点目ですが、次回の本審議会の開催につきましては、来月7月13日水曜日を予定しております。先日、本審議会の資料と併せて開催通知のほうも送付させていただいたところなんですけれども、時間は今回と同じく午後2時からを予定しておりますので、ご承知

おきください。欠席等ある場合は事務局のほうにご連絡いただければと思います。
事務局からは以上でございます。

会長

事務局からご説明ございましたが、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。そのほかに皆さんのほうから何かご質問ございますでしょうか。

ないようですので、今日は少し早めに終わりましたけれども、以上で本日の会議は、予定しておりました案件全て終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。ご苦労さまでした。